

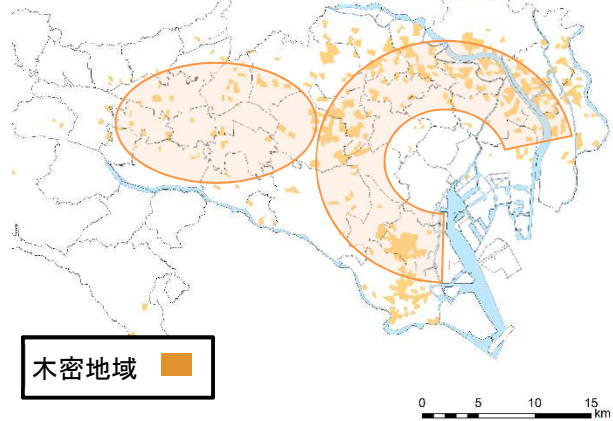
# 地区計画策定事業

事業期間  
令和12年度まで

当事業は、木密地域、将来木密地域になるおそれのある地域、土地利用転換時にミニ開発が進むおそれのある地域の改善又は拡大の未然防止を図り、防災性の向上に合わせて良好な住環境を形成することを目的とし、事業を行う区市に対して都が支援する制度です。

地区計画による敷地面積の最低限度や壁面位置の制限等を受け、敷地の細分化の防止や、道路幅員の確保に向けた取組を後押しします。

木密地域：山手線外周部から多摩部へ広範に形成



東京都の木密分布

【主な支援策】 まちづくりの啓発活動費、まちづくり協議会の活動に対する補助等

## 事業のイメージ



◆地区計画策定に向けた協議会活動を支援



◆制限等の導入により敷地の細分化等を防止